鳴門市レンタカー利用者宿泊助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内の宿泊施設がレンタカー利用者の宿泊料金の一部を割引し、当該割引額

を助成金として交付することで、観光誘客を図ることを目的に創設する鳴門市レンタカー利用者

宿泊助成金の交付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　レンタカー事業者　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第８０条の規定による許可を受け、業として自家用自動車を有償で貸し渡す者

⑵　レンタカー　レンタカー事業者が貸し渡す自家用自動車

⑶　宿泊施設　鳴門市内で営業するホテル、旅館及びその他宿泊料金の支払を要する施設

（助成の対象）

第３条　助成金の交付対象者は、鳴門市レンタカー利用者宿泊助成参画申込書（様式第１号）を提出した宿泊施設とする。

２　宿泊施設は、レンタカー貸渡契約書に記載された借受人が貸渡期間内に宿泊する料金から、助成金相当額を割引するものとする。ただし、借受人が法人であるレンタカー契約は対象としない。

（助成金額）

第４条　助成金の額は、レンタカー１台当たり３，０００円とする。

（交付申請及び請求）

第５条　助成金の交付の申請及び請求をしようとする者は、鳴門市レンタカー利用者宿泊助成金交付申請書兼請求書（様式第２号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　レンタカー貸渡契約書の写し

⑵　領収書控え等の写し

⑶　その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び交付）

第６条　市長は、前条の規定による助成金の交付申請及び請求があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において助成金の交付の決定をし、鳴門市レンタカー利用者宿泊助成金交付決定通知書（様式第３号）により、通知するとともに、当該請求額を交付するものとする。

２　市長は、前条の規定による請求があった日から３０日以内に口座振り込みの方法により助成金を交付するものとする。

（交付しない旨の決定）

第７条　市長は、第５条の規定により提出された申請書を審査した結果、助成金の交付が不適当であると認めるときは、鳴門市レンタカー利用者宿泊助成金不交付決定通知書（様式第４号）により、通知するものとする。

（調査）

第８条　市長は、申請内容に疑義が生じたときは、現地調査等を行うことができる。

２　交付申請を行った対象者は、前項に規定する現地調査等に協力しなければならない。

（その他）

第９条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年１０月２３日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

鳴門市レンタカー利用者宿泊助成参画申込書

　市が別に定める「鳴門市レンタカー利用者宿泊助成参画施設募集要項」に同意し、鳴門市レンタカー利用者宿泊助成に参画します。

　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |
| 宿泊施設名 |  |
| 所在地 | 徳島県鳴門市 |
| 代表者 | （職）　　　　　　　　　　　（氏名） |
| 担当者 |  |
| 担当者連絡先 |  |

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

（宛　先）

鳴　門　市　長

住所

申請者　　法人の名称

代表者名（職・氏名）

発行責任者名

連絡先

担当者

鳴門市レンタカー利用者宿泊助成金交付申請書兼請求書

　鳴門市レンタカー利用者宿泊助成金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請及び請求します。

記

１．申請（宿泊）期間　　　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日分

２．申請・請求額　　　　　金　　　　　　　　　円（＠3,000円×　　　台）

３．振込口座

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 1 銀行2 金庫　 5 農協3 信組　 6 漁連4 信連　 7 信漁連 | 支店名 |  |
| 預金種別 | 1 普通　　2当座 | 口座番号（右詰めで記入） |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |

４．添付書類

　　⑴　レンタカー貸渡契約書の写し

　　⑵　領収書控え等の写し

　　⑶　その他市長が必要と認める書類

様式第３号（第６条関係）

鳴観第　　　号

　　　年　月　日

　　　　　　　様

鳴門市長　泉　　理　彦

鳴門市レンタカー利用者宿泊助成金交付決定通知書

　年　　月　　日付けで申請のあった鳴門市レンタカー利用者宿泊助成金の交付について、鳴門市レンタカー利用者宿泊助成金交付要綱第６条の規定により、下記の通り決定しましたので通知します。

記

１．交付決定額　　　　　金　　　　　　　　　円

以上

様式第４号（第７条関係）

　鳴観第　　　号

　年　月　日

　　　　　　　様

鳴門市長　泉　　理　彦

鳴門市レンタカー利用者宿泊助成金不交付決定通知書

　年　　月　　日付けで申請のあった鳴門市レンタカー利用者宿泊助成金の交付について、鳴門市レンタカー利用者宿泊助成金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり助成金を交付しないことを決定しましたので通知します。

記

１．不交付決定理由

以上